

第7節 香川県三木町ふるさと住民票について

(香川県三木町)

吉崎賢介 (一般財団法人自治研修協会 業務執行理事)

【調査の概要】

調査日 2025 (令和7) 年 12月 12日 (金)

調査場所 リモート調査

調査先 三木町地域活性課 課長 佐治裕子 氏

同 ふるさと係 係長 坂本徹郎 氏

同 ふるさと係 主査 黒田裕太 氏

調査者 吉崎賢介、深沢裕治 (一般財団法人自治研修協会 総務部長)

【三木町の概要】

三木町 (みきちょう) は香川県東部に位置し、西、北は高松市、東はさぬき市、南は高松市および徳島県美馬市と接している。面積は 75.78 平方キロメートルで、東西約 5.8km、南北約 18.4km と南北に細長い地形を持つ。町の中央部は低地で平坦な地形となっており、主要地方道が東西に通り、長尾街道沿いには三木町役場や高松東警察署などの官公庁が立地している。



交通アクセスも良好で、高松市中心部から車で約 30 分、高松自動車道の「さぬき三木 IC」や「高松東 IC」が利用可能。電車ではことடன்長尾線で高松築港駅から約 30 分、平木駅や学園通り駅が最寄り駅となる。高松空港からも車で約 30 分と、県内外からの移動に便利な立地である。

三木町は 1954 (昭和 29) 年に平井町、神山村、田中村、氷上村、下高岡村の 5 町村が合併して誕生し、1956 (昭和 31) 年には井戸村が加わり、木田郡の山南 6 町村が一つの町となった。1959 (昭和 34) 年には旧井戸村の一部が住民の要望により長尾町 (現さぬき市) に編入され、現在の町域となっている。

町名の由来は、古くから「高木」「平木」「朝倉」の三つの地域に大木が存在したことにちなみ、「三木郡」と呼ばれていた歴史を踏まえ、町制施行時に公募された名称の中から「三木町」が選定された。

<三木町の基礎データ>

面積 75.78 km²

2020 (令和 2) 年国勢調査人口 26,878 人

2023 (令和 5) 年度決算 (普通会計) 歳出総額 12,532 百万円

2023 (令和 5) 年度財政力指数 0.53

(町 HP 等より)

1. ふるさと住民票導入の背景

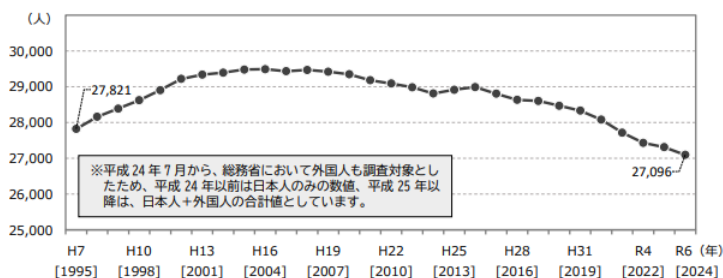
三木町は高松市に隣接し、もともと第一次産業中心の町だった。しかし、町の東西を横断して走る琴平電鉄を使えば、高松市へ 30 分程度、近年多くなった自動車通勤でも至便であるため、高松市のベッドタウン的要素を持った町でもある。

また、香川大学農学部、医学部、同附属病院が立地し、文教、医療の町でもあるので、これらの施設へ同町あるいは近隣市町から通勤、通学する者も多い。

このような理由から、2000 (平成 12) 年以前は人口も着実に増加し、自然減があっても社会増がそれをカバーするといった比較的恵まれた地方の町であった。

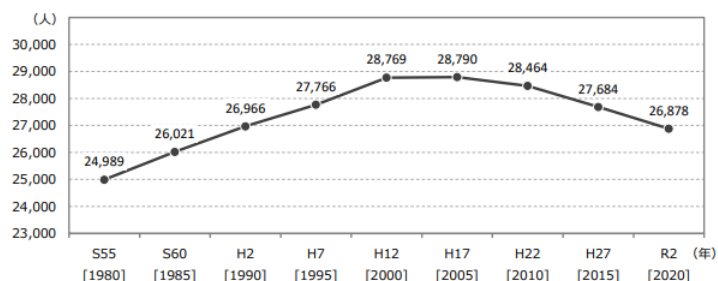
しかし、全国的な少子高齢化の波により三木町も 2005 (平成 17) 年をピークに人口減少が始まった。

◆総人口の推移 (住民基本台帳) ◆

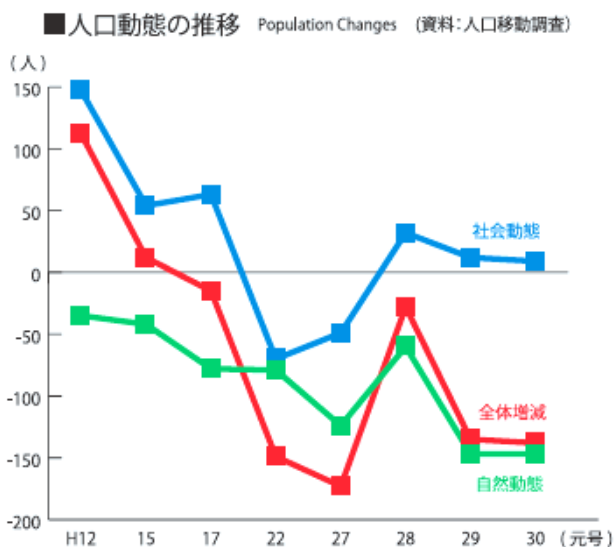


資料：住民基本台帳 (総務省) ※H7～H25 は各年 3 月 31 日時点、H26 以降は各年 1 月 1 日時点

◆総人口の推移 (国勢調査) ◆



資料：国勢調査 (総務省) ※いずれも調査時点 (10 月 1 日)



このような中、三木町で生まれ愛着を持ちながらも現在は離れたまちに暮らす人、元々通勤や通学で日々三木町を訪れる多くの人、さらに、イチゴが特産の三木町にふるさと納税してくれる人、このような人々が三木町を応援してくれるサポーターになってもらうことを願って、2017(平成29)年3月「ふるさと住民票」を発足させた。

登録者には、後述する住民カードの送付や会報誌、様々な特典・サービスにより、町への愛着や関心を深め、地域の賑わいづくりや移住定住の促進を目指している。

また、このふるさと住民票は、地域の関係人口を拡大、創出し、地域の交流や活性化を促進するための取り組みである。

◆15歳以上の就業者・通学者の状況◆

(単位:人)

	流出	流入	差
県外	172	126	-46
県内	8,028	5,737	-2,291
(内訳)			
高松市	6,012	3,862	-2,150
丸亀市	72	83	11
坂出市	105	69	-36
普通寺市	38	15	-23
さぬき市	1,384	1,339	-45
東かがわ市	254	256	2
宇多津町	26	14	-12
綾川町	87	51	-36
その他	50	48	-2

資料:国勢調査(総務省) ※令和2年

2. 三木町のふるさと住民票の概要

(1) 対象者

- ① 三木町出身で、離れた町で暮らしている人
- ② 三木町に通勤、通学している町外の人（5000～6000人程度）
- ③ 三木町にふるさと納税した町外の人
- ④ その他「三木町を知りたい!」「三木町を応援してみたい!」という人

(2) 登録

三木町 HP、ふるさと住民票 HP などから申し込む（HP に申し込みフォームがある。）と、ふるさと住民票カード（3種類から選べる。）が発行され、「ふるさと住民」として登録される。プラスチックカードでデータ等が入っていない。

獅子が噛んだ“招福祈願”付きのカードです。

【カードデザイン】



昔から獅子に頭を噛まれると、無病息災・開運招福が訪れると言われていました。

この「ふるさと住民カード」を獅子に噛んでもらうことで、ふるさと住民の開運招福を祈ります。

（三木町 HP より）

(3) 登録は無料

(4) 特典

特典いっぱい!

ふるさと住民にお申し込みをいただいた方に、様々な特典・サービスをご用意しております!

特典 1 三木町ふるさと会報誌が届く 年2回

三木町のディープな情報が詰まった会報誌を、年に2回お届けいたします。ホームページからバックナンバーもダウンロードできます。



特典 2 三木の「ええもん」もらえる キャンペーン 年2回

会報誌のクロスワードパズルに答えると、三木町の素敵な特産品が抽選で当たります!



特典 3 「三木のおもしろ体験」ツアーご招待

三木町をめぐるツアーや、ふるさと住民同士の交流会、町長&副町長とお食事会など、三木町を体験するイベントを町内外で開催しております!ふるさと住民のみなさんがとことん楽しんでいただける企画です。



特典 4 メタ・ライブラリーの利用 通年

5万冊を所蔵する三木町の図書館「メタ・ライブラリー」が、ふるさと住民カードと身分証明書のご提示で、通年自由にご利用できます。

特典 5 パブリックコメントへの参加 随時

三木町のまちづくりに参加しませんか?まちづくりに関する計画などに対して、あなたの考えやご意見をお聞かせください。

（三木町 HP より）

3. 登録状況と効果

ふるさと住民票の登録者は980名(令和7年10月31日現在)である。その中からふるさと納税の寄付者やリピーターなども出ている。

登録者数等の状況は以下のとおりである。

(データはいずれも三木町提供資料「ふるさと住民票申込・アンケート結果」等による。)

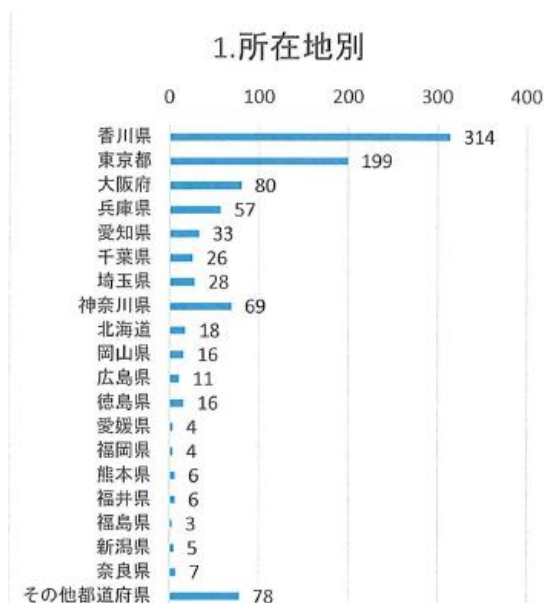
(1) 登録者の推移

	登録者数(人)	累計
H28(3.1~3.31)	57	57
H29	374	431
H30	224	656
R1	94	750
R2	65	814
R3	60	874
R4	36	910
R5	24	934
R6	28	962
R7(R7.10.31現在)	18	980

(2) 登録者所在地

通勤通学者や出身者の多い地元香川のほか、ふるさと納税関係の大都市が多い。

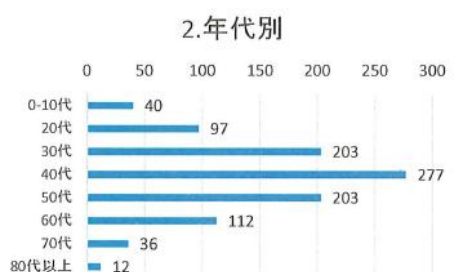
1.所在地別	人数	割合(%)
香川県	314	32.0
東京都	199	20.3
大阪府	80	8.2
兵庫県	57	5.8
愛知県	33	3.4
千葉県	26	2.7
埼玉県	28	2.9
神奈川県	69	7.0
北海道	18	1.8
岡山県	16	1.6
広島県	11	1.1
徳島県	16	1.6
愛媛県	4	0.4
福岡県	4	0.4
熊本県	6	0.6
福井県	6	0.6
福島県	3	0.3
新潟県	5	0.5
奈良県	7	0.7
其他都道府県	78	8.0
合計	980	100.0



(3) 登録者年代

通勤通学やふるさと納税にかかわることから、若い世代から中年世代が多い。

2.年代別	人数	割合(%)
0-10代	40	4.1
20代	97	9.9
30代	203	20.7
40代	277	28.3
50代	203	20.7
60代	112	11.4
70代	36	3.7
80代以上	12	1.2
合計	980	100.0

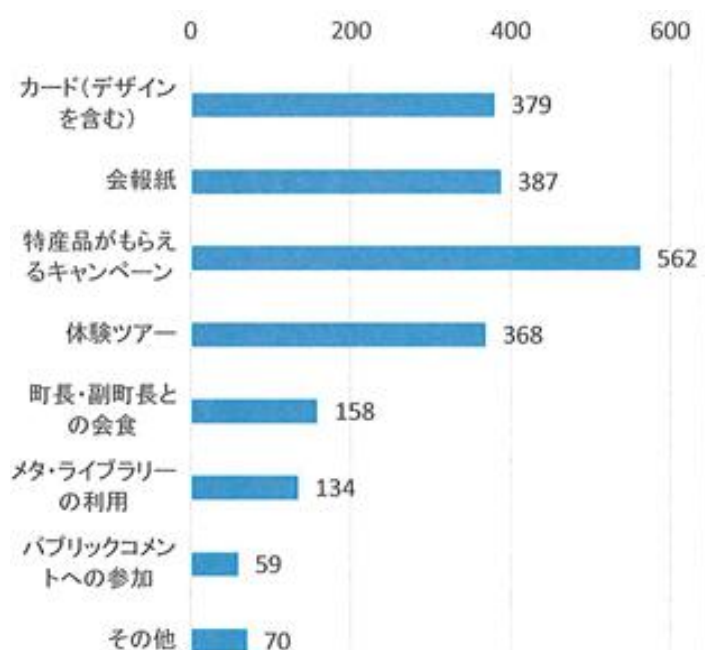


(4) 登録者の町との接点

ふるさと納税の関係者が最大である。

5.町との接点	人数	割合(%)
出身地	170	17.5
通勤地	79	8.1
通学地	7	0.7
ふるさと納税	374	38.5
訪問・住んでいたことがある	147	15.1
その他	195	20.1
合計	972	100.0

(5) 登録者が感ずる特典サービスの魅力 (複数回答あり。)



4. 現状への課題

- (1) 三木町は、「関係人口拡大事業～ふるさと住民とのつながりが活きる持続可能な地域づくり」が、総務省の2019（令和元）年度「関係人口創出・拡大事業」モデル事業（関係進化型・関係創出型）に選定され、ふるさと住民票の拡大を進めてきたところである。
- (2) 町当局は、現状について、登録が簡便である反面、登録後の登録者の活用と地域とのかかわり構築に課題がある。具体的には、役場が中心となってPRやイベントを行っているが、地域外の参加者との連携や登録者の意欲を引き出す仕組みづくりが課題と考えている。また、参加者の多くはオンラインやイベント参加に限られ、地域との継続的關係構築には工夫が必要と考えている。
- (3) なお、ふるさと住民票を持つ人の町への転入は、制度的には確認していないとのことである。ふるさと住民票は法律上の制度でないため、既存の法制度との連携する場合、制度上の制約があるからと考えられる（転入者は、ふるさと住民票所持者であるかを転入時に開示する義務はないから。また、ふるさと住民票は、転入した場合に返納するよう要請もしていないため。ただし、住所に変更があった場合は申し出るよう登録完了通知に記載し運用している。）。

5. 今後に向けて

- (1) 2025（令和7）年6月13日に閣議決定された「地方創生2.0基本構想」では、今後10年で取り組む施策の一つに、都市か地方かにかかわらず、互いに交流し、助け合えることを目指し、改めて、関係人口を実人数1,000万人に、その可視化として、「ふるさと住民登録制度」の創設が盛り込まれたところである。

この中で、「誰もがアプリで簡単・簡便に登録でき、また地方公共団体の既存の取り組みを緩やかに包含できるような間口の広い取り組みとし、（国の）関係府省庁が連携してプラットフォームとなるようなシステム構築を進める。」とされているところである。
- (2) このような点に関して、町としては、ふるさと住民票登録者のスキルや意欲を登録把握し、地域のニーズに応じた登録者の関心度に応じた役割分担や支援への働きかけを自治体側から行える仕組みがあれば良いのではないかと述べている。

- (3) 一方、ふるさと住民票制度は、制度を維持拡大させるためには、メリットある施策をいかに打ち出せるかといわれており、一方で、住民でもない人に、負担もなしに大きな施策は打ち出しにくい。その意味で、「ふるさと住民票登録者と自治体が相互にメリットが享受できる仕組み」が必要である。
- (4) いずれにせよ、現在進められている多くのふるさと住民票制度を「地方創生 2.0 基本構想」で掲げられている大規模なものに拡大していくためには、法制度も含めた制度の改革、国民及び地方公共団体のメリットの向上、そして、これらに関する国及び国民全体の理解協力が必要と考えられる。